

概要版

# 第3期相生市 子ども・子育て支援事業計画

こどもまんなか 絆ひろがる あいのまち



令和7年3月  
兵庫県  
相生市



# 計画の概要

## 計画策定の趣旨

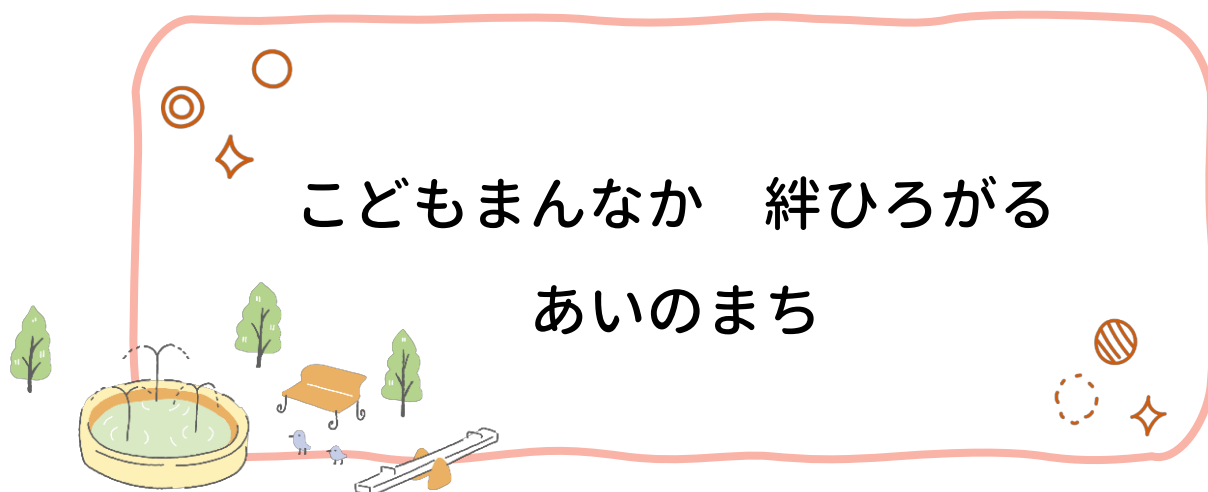
少子化や人口減少が進み、地域社会や家庭を取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの成長と子育てを支えることが重要となっています。近年の社会情勢や相生市の子どもや子育て家庭の現状を踏まえ、子ども・子育て支援に関する取り組みを総合的に推進するための指針として、「第3期相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 計画の位置付けと期間

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。
- 「相生市総合計画」を上位計画とし、関連する個別計画等との整合を図るとともに、「こども基本法」、「こども大綱」等を踏まえて策定します。
- 「こどもまんなか社会」を実現するための、こども施策に関する内容を可能な限り記載しています。
- 計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

## 計画の基本理念

本計画では、「こどもまんなか 絆ひろがる あいのまち」を基本理念として掲げ、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。



# 計画の体系

## 基本理念

こどもまんなか  
絆ひろがる  
あいのまち

## 基本目標

1  
子どもの権利と幸せを守る  
まちづくり

2  
ライフステージに応じた  
育ちへの支援

3  
安心して子育てができる  
環境の整備

4  
すべての子ども・若者の  
成長と自立への支援

## 基本施策

- 1 子どもの意見や権利の尊重
- 2 多様な体験機会・居場所づくりの推進
- 3 子どもにやさしい環境の整備
- 4 子どもの安心・安全を守る取り組みの推進

- 1 親と子の健やかな育ちへの支援
- 2 子どもが心身ともに健康に育つ環境づくり
- 3 次世代の育成支援

誕生前から  
幼児期

学童期・  
思春期

青年期

- 1 子育て相談や支援の充実
- 2 地域と連携した子育て支援の推進
- 3 保育サービスの充実
- 4 仕事と子育てとの両立支援
- 5 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 子どもの貧困対策の推進
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 障害のある子どもへの支援
- 5 外国につながる子どもへの支援

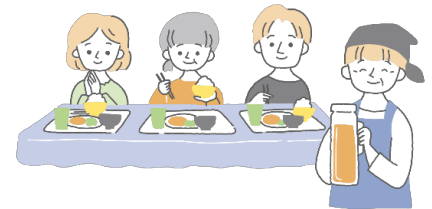


## 施策の展開

### 基本目標1 子どもの権利と幸せを守るまちづくり

「こどもまんなか社会」の実現が目指される中、その実現に向けては子どもの権利が守られることが重要となります。

子どもたちの命や安全を守るため、関係機関や地域と連携して防犯・防災、交通安全等に取り組み、合わせて多様な機会を通じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重される環境づくりを推進します。また、地域全体で子ども、子育て家庭を見守り、子どもの多様な学びや体験機会の充実、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。



#### 基本施策

#### 取り組み

1 子どもの意見や権利の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども基本法や子どもの権利の周知</li> <li>●子どもの意見を聴く機会の確保と意見の反映</li> </ul>
2 多様な体験機会・居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所づくりの推進</li> <li>●地域における体験・交流機会の充実</li> </ul>
3 子どもにやさしい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉のまちづくりの推進</li> <li>●子育てに適した住環境等の整備</li> </ul>
4 子どもの安心・安全を守る取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全対策の推進</li> <li>●防犯対策の推進</li> <li>●子どもの非行防止・インターネット利用に関する対策</li> </ul>

### 基本目標2 ライフステージに応じた育ちへの支援

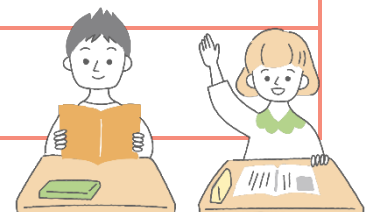
妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期まで、子どもの心身の健やかな成長を支えるためには、切れ目なく保健・福祉・教育の取り組みを推進することが重要です。

生涯を通じて健康でいられるよう、母子の健康保持・増進、病気や障害の早期発見、適切な医療体制の整備など、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。また、学童期・思春期の心身の健康づくり、不登校児童・生徒への支援、将来の自立に向けた支援を一貫して行います。

#### 基本施策

#### 取り組み

1 親と子の健やかな育ちへの支援	誕生前から 幼児期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠期からの切れ目のないサポートの充実</li> <li>●健康診査事業の充実</li> <li>●小児医療の整備と予防接種の推進</li> <li>●幼児教育の充実</li> <li>●療育支援体制の充実</li> <li>●食育の推進</li> <li>●幼児教育と小学校教育の連携強化</li> </ul>
2 子どもが心身ともに健康に育つ環境づくり	学童期・ 思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心身の健康づくりの推進</li> <li>●教育環境の充実</li> <li>●体験的な学習機会の充実</li> <li>●いじめや不登校に対する取り組みの推進</li> </ul>
3 次世代の育成支援	青年期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次世代を担うための教育の推進</li> <li>●結婚、妊娠等を希望する若者への支援</li> </ul>



## 基本目標3 安心して子育てができる環境の整備

核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化、不安や悩みを抱え込む保護者の増加が懸念されます。子育て家庭の働き方に対する考え方も多様化しており、保護者の保育ニーズに対応していくことが必要となります。

子育て家庭の孤立を防ぐとともに、経済的な支援の充実、安心して子育てができる環境の整備に努め、子育て家庭の不安の解消に取り組めます。また、子育てをしながらでも働きやすい職場環境の整備、保育サービスの充実や認定こども園化を推進していきます。



### 基本施策

### 取り組み

1 子育て相談や支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談体制の整備・拡充</li> <li>●子育てに関する情報提供体制の充実</li> <li>●親支援に関する教育機会の充実</li> </ul>
2 地域と連携した子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てグループ活動への支援</li> <li>●子育て支援ネットワークの構築</li> <li>●地域教育への支援</li> </ul>
3 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者ニーズに応じた保育サービスの充実</li> <li>●保育体制の充実と質の向上</li> <li>●放課後児童対策の推進</li> </ul>
4 仕事と子育てとの両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仕事と子育てとの両立を推進するための意識啓発</li> <li>●男女共同参画による子育て意識の啓発</li> </ul>
5 子育て家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てに係る各種手当の支給</li> <li>●子育てに係る費用の無料化や助成の実施</li> </ul>

## 基本目標4 すべての子ども・若者の成長と自立への支援

子どもの貧困やヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える子育て家庭が全国的に増加しており、それぞれの状況に応じた支援やきめ細かな対応が求められています。

保健・福祉・教育等の関係部署、関係機関との連携を強化し、課題を受け止め支援につなげることが重要です。そのような体制づくりを進め、児童虐待の防止やひとり親家庭への支援、子どもの貧困の解消、外国籍の子どもへの支援等を推進することで、すべての子ども・若者の生活を支える環境づくりを目指します。



### 基本施策

### 取り組み

1 児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進</li> <li>●児童虐待防止のネットワーク化の推進</li> </ul>
2 子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育の支援</li> <li>●課題の把握と生活への支援</li> <li>●経済的支援</li> </ul>
3 ひとり親家庭への支援	
4 障害のある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある子どもへの支援に対する連携体制の確立</li> <li>●特別支援教育の充実</li> <li>●交流教室等の推進</li> <li>●就学指導の充実</li> <li>●障害児保育・療育等の充実</li> </ul>
5 外国につながる子どもへの支援	

# 子ども・子育て支援事業の提供体制

## 教育・保育の量の見込みと確保方策

保育の必要の認定区分ごとに、「量の見込み」を設定し、保育需要に対応できるよう提供体制を確保していきます。

### 認定区分

認定区分	内容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	273	247	237	222	213
2号認定	量の見込み	271	244	235	220	211
3号認定（0歳）	量の見込み	27	26	24	24	23
3号認定（1歳）	量の見込み	65	62	59	56	54
3号認定（2歳）	量の見込み	82	80	76	73	70



## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業名	事業の概要	量の見込み	
		令和8年度	令和11年度
乳児等通園支援事業	保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行うとともに、養育環境等を把握する事業です。本市では令和8年度より段階的に試行し、令和10年度からの本格実施を目指します。	6人	17人

## 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業の概要	量の見込み	
		令和7年度	令和11年度
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を実施する事業です。窓口子育て支援コーディネーターを配置します。	1箇所	1箇所
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。保育所等9施設で提供体制を確保します。	83人	67人
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。保育学級の状況等に応じ、提供体制を確保します。	353人	277人
子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを保護する事業です。	36人日	36人日
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	132人	112人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行う事業です。	7人	6人
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者の相互交流の場所の開設、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。ひろば型1箇所で開催します。	7,212人日	6,086人日
一時預かり事業	保護者の就労、疾病等の理由により、乳幼児を保育所・幼稚園・認定こども園等において、一時的に預かる事業です。既存の保育所・幼稚園・認定こども園において提供体制を確保します。	幼稚園型	
		13,416人日	10,462人日
		幼稚園型以外	
		261人日	212人日
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。保育所1施設にて、病後児対応型の受け入れを実施します。	96人日	78人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	育児の援助をする人と援助をしてもらいたい人が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。学童保育の送迎等について事業を継続します。	10人日	8人日
妊婦健康診査 (妊婦健康診査費補助事業)	妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。妊婦健診の受診率100%を目指します。	224人	190人
産後ケア事業	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。	184人日	156人日
子育て世帯訪問支援事業	子育てに対し不安や負担を抱える家庭等を訪問し、悩みを聴くとともに家事・子育ての支援を行う事業です。虐待防止やヤングケアラーへの支援につなげます。	480人日	768人日
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。	計画期間中の実施予定がないため、量の見込みは設定しない	
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てについて必要な情報の提供、相談や助言を行う事業です。	0人日	10人日

# 子育て応援都市のまち、相生

## あいおいが暮らしやすい

## 11の鍵

相生市では「子育て応援都市」宣言をし、  
子育てしやすい環境を整え  
人口減少対策や定住促進を推し進めています！

1

### あつまれ新婚さん 新婚生活応援金支給事業

新生活を始める際の  
住宅費用等を補助！

2

### 住宅取得 奨励金交付事業

家を新築された世帯に  
奨励金！

3

### 妊活カップル 応援事業

子どもを望む夫婦に  
妊活応援金！

4

### 妊婦のための支援給付 事業

お子様の妊娠・ご誕生に  
独自の支援金を給付！

5

### 乳幼児等・こども医療費 助成事業

18歳（高校生等）までの  
医療費が無料！

6

### 妊婦と子育て家庭のための オンライン医療相談事業

いつでもスマホで無料相談！

7

### 3歳児保育事業

市立幼稚園全園で  
3歳児保育を実施！

8

### 市立幼稚園 預かり保育事業

無料で4歳・5歳児の  
“預かり保育”を実施！

9

### 給食費無料化事業

幼・小・中学校の給食費は  
完全無料！

10

### 相生っ子学び塾事業

現代版の寺子屋！

11

### ワンピース・ イングリッシュ事業

充実した英語教育！

詳しくはこちらから

